

6 . 業 務 運 営

6.1 東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会

東京都地方独立行政法人評価委員会とは、東京都が設立する地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行う組織であり、そのうち試験研究分科会において東京都立産業技術研究センターについての評価を行う。試験研究分科会は、平成20年度中、5回開催された。

○平成20年度概要

	日 時	概 要
第1回	平成20年6月13日	①現地視察など法人の事業ヒアリングを行った。
第2回	平成20年7月4日	①平成19年度業務実績報告書について、原案通り承認された。 ②平成19年度決算における利益処分の考え方について、質疑応答ならびに意見聴取した。
第3回	平成20年8月1日	①平成19年度産業技術研究センターの業務実績評価（案）について、事務局から説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。 ②財務諸表、利益処分を事務局から説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。
第4回	平成20年8月26日	①平成19年度産業技術研究センターの業務実績評価（案）について、事務局から説明し一部修正の上承認された。 ②財務諸表、利益処分について事務局から説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。
第5回	平成21年3月27日	①業務実績評価方針及び評価方法について、原案通り承認された。 ②平成21年度年度計画について報告後、質疑応答ならびに意見聴取した。

6.2 組織体制及び運営

平成 22 年度までの中期計画達成と平成 23 年度からの次期中期計画策定、多摩及び区部新拠点への円滑な移行及び中小企業の動向を踏まえ、「産技研戦略ロードマップ」を策定した。また、人材育成のための新たな研修制度導入、効率的な事業運営のための業務改革を行った。

6.2.1 産技研戦略ロードマップ

中小企業の技術支援を通じた産業振興を図るため、中小企業のニーズに基づく事業分野及びその事業を行うための技術分野の検討を行った。さらに、技術支援の実施にあたってきめの細かいサービス機能を提供するため、以下の 3 種類のロードマップを体系的に整備し、中長期的な視点にたつて戦略的な事業展開のシナリオとして活用することとした。

- ①事業ロードマップ：現行事業と今後新たに取り組むべき事業を明確にしたもの
- ②技術分野ロードマップ：現行技術と今後注力する技術分野を明確にしたもの
- ③部門別ロードマップ：各部門の事業、技術、設備等についてまとめたもの

6.2.2 人材育成

職員の能力開発を促進するため、各種の研修を実施した。また、平成 20 年度から新たに民間企業への研修出向（期間 6 ヶ月）を開始した。

- ①重点課題研修：コンプライアンス等職務上重要な事項に関する研修、4 件、10 回
- ②新任研修：新規採用及び転入職員に対する事業説明など、2 件、9 回
- ③職層別研修：職層毎に必要な知識の習得や実務研修など、7 件、19 回
- ④専門研修：職務上必要な技術的課題に関する研修、15 件、15 回
- ⑤派遣研修：中小企業大学校など外部機関、135 件、大学院博士課程、2 件（各 1 名）
- ⑥研修出向：民間企業への派遣、2 件（各 1 名）、東京都庁への派遣、2 件（2 名）
- ⑦職場研修：業務遂行上直接必要な事項及び安全衛生等に係る研修、5 件、5 回
- ⑧自主研修：職務上必要な資格等の取得等自己研鑽に係る研修、4 件（各 1 名）

6.2.3 業務改革

所内各部門から合計 79 件の業務改革提案があった。この中から、各部門内の職員が改革に向け努力する、ミーティングなどを通じて意思疎通を図る、業務の無駄を取り除く、サービス向上の視点を考慮、量より質を重視、といった観点から 53 件に取組んだ。

取組み例	提案及び実施部所
総合窓口設置の調整	経営企画室・交流連携室・製品化支援室
業務案内の作製	城南支所
開放利用機器のマニュアル整備	多摩支所
多摩新拠点開設に向けての PR	八王子支所・多摩支所
コミュニケーション向上のための朝会、連絡会の開催	八王子支所・エレクトロニクス G・デザイン G
簡易で確実な依頼品の管理	光音 G
グループ内共通機器の予約管理システムの構築	先端加工 G
分析機器のマニュアル整備	資源環境 G
職員採用活動の強化	総務課
会計窓口のお客様対応向上	財務会計課
技術審査担当部所へのインセンティブの付与	経営企画室(実施)←製品化支援室(提案)
オーダーメイド開発支援事業の提案	経営企画室(実施)←光音 G(提案)
業務時間外の外部からの電話への対応	施設課(実施)←材料 G(提案)

6.3 施設整備

都内中小企業の技術の向上とその成果の普及を図る上で、事業実施のために必要となる施設の整備を行った。

6.3.1 西が丘本部

(1)維持補修工事（運営費交付金修繕費）合計 52 件

- | | |
|--------------------|------|
| 1) 建築工事 | 23 件 |
| ①別館ボンベ室屋上防水その他改修工事 | |
| ②保管庫等転倒防止金具設置工事 | |
| ③南門門壁改修工事 | |
| ④音響棟他不具合施設改修工事 | |
| ⑤その他の工事 | |
| 2) 機械工事 | 13 件 |
| ①給気ファンキャンパスその他修繕 | |
| ②蒸気トラップその他修繕 | |
| ③冷却搭バタフライ弁取替その他修繕 | |
| ④その他の工事 | |
| 3) 電気工事 | 16 件 |
| ①警備受付保安照明設備その他工事 | |
| ②図書室コンセント増設工事 | |
| ③その他の工事 | |

(2)施設整備工事（施設整備費補助金）合計 7 件

- | | |
|---------------------|-----|
| 1) 機械工事 | 6 件 |
| ①ターボ冷凍機補修工事 | |
| ②ボイラ補修工事 | |
| ③北棟排気処理装置吸着剤補修工事 | |
| ④恒温恒湿用ターボ冷凍機補修工事 | |
| ⑤C棟1階材料強度実験室空調機改修工事 | |
| ⑥諸機械補修工事 | |
| 2) 電気工事 | 1 件 |
| ①高圧遮断器補修工事 | |

6.3.2 駒沢支所

(1)維持補修工事（運営交付金修繕費）合計 34 件

- | | |
|-----------------|------|
| 1) 建物修繕 | 24 件 |
| ①警備員室修理 | |
| ②1号館、4号館屋上防水修繕等 | |
| 2) 機械設備修繕 | 5 件 |
| ①冷凍機圧縮機の修理 | |
| ②ボイラーバーナーの修理 | |
| ③転倒防止工事 | |

- 3) 電気設備修繕 5 件
 - ①蓄電器設備の触媒栓修理
 - ②機械警備警報盤配線引替修理

6.3.3 八王子支所

(1)維持補修工事（運営費交付金修繕費）合計 27 件

- 1) 建物修理 9 件
 - ①管理棟小会議室他緊急漏水補修
 - ②技術交流室他緊急漏水補修
 - ③空調機ロールフィルター交換
- 2) 機械設備修理 12 件
 - ①レピア織機の修理
 - ②紫外線フェドメータの修理
- 3) 電気設備修理 6 件
 - ①分電盤修理等
 - ②漏電遮断機取付修理等
 - ③動力分電盤改修等

6.4 産業支援施設整備

6.4.1 多摩テクノプラザ

多摩地域中小企業の技術支援強化を図るため、平成21年2月、多摩支所と八王子支所の機能を集約し、旧東京都立短期大学跡地（昭島市、立川市）に多摩テクノプラザを開設する。

多摩テクノプラザは、依頼試験等の基盤技術機器を整備したテクノプラザ本館、電磁環境試験関連の各種規格に適合したEMCサイト、繊維関連ものづくり支援機器を設置した繊維サイトで構成する。

○多摩テクノプラザ工事概要

工事場所 東京都昭島市東町6丁目33番

工事概要

- ・構造 テクノプラザ本館（A棟）：鉄筋コンクリート造 地上3階建て
EMCサイト・繊維サイト（B棟）：鉄骨造 平屋建て
- ・規模 建築面積：A棟 1,695.58 m² B棟 2,766.57 m²（全体 5,820.48 m²）
延べ面積：A棟 3,353.53 m² B棟 2,776.33 m²（全体 9,327.81 m²）

工事期間 平成20年6月26日から平成21年12月16日まで

6.4.2 区部産業支援拠点

ものづくり産業の総合的な支援拠点として、平成23年度西が丘本部と、駒沢支所の機能を集約・強化し臨海副都心青海地区に区部産業支援拠点を開設する。

区部産業支援拠点の技術支援機能は、高度分析評価、高品質製品開発支援事業を行う高度先端技術センター（仮称）、企画・設計・試作、安全などの総合的なものづくり支援を行うトータルシステムデザインセンター（仮称）、全国大学、試験研究機関、学協会と中小企業の連携促進事業を行う東京イノベーションハブ、中小企業に研究開発スペースを提供する24時間利用可能な製品開発支援ラボ等の新事業と中小企業の技術力強化支援を行う基盤技術支援を行っていく。

○区部産業支援拠点工事概要

工事場所 東京都江東区青海2丁目37番

工事概要

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階建て
- ・規模 敷地面積：14,519.35 m²
建築面積：8,573.38 m²
延べ面積：33,129.80 m²

工事期間 平成20年12月18日から平成23年3月19日まで

6.5 安全衛生管理

6.5.1 安全衛生管理

(1) 安全衛生委員会

安全衛生に関する事項を調査審議するため、労働安全衛生関係法令に基づき、安全衛生委員会を開催した。

(2) 安全衛生推進部会

安全衛生部会ごとに職場の状況に応じた自主的な安全衛生活動を実施した。

< 産業技術研究センター安全衛生推進部会 >

- ① 事業化支援部会
- ② 研究開発部第一部会
- ③ 研究開発部第二部会
- ④ 企画・総務部会

- ⑤ 城東部会
- ⑥ 墨田部会
- ⑦ 城南部会
- ⑧ 駒沢部会
- ⑨ 多摩部会
- ⑩ 八王子部会

【構成員】

・ 部会長

①～④：各部の室長、上席研究員、課長の中から1名選出

⑤～⑩：各支所長

・ 安全衛生推進員

①～④：各部内の室・グループ・課ごとに1名ずつ選出

⑤～⑩：各支所の管理係から1名、技術支援係（放射線安全係）から1～3名程度選出

・ その他部会長が指名した者

【活動内容】

- ・ 月1回以上、安全衛生推進部会を開催
- ・ 災害ポテンシャルの摘出と排除を実施
- ・ 安全衛生上の課題検討と排除を実施

(3) 安全手帳

安全手帳を活用して安全に関する基本的な知識を習得し、日常業務の安全化に努めた。また、安全手帳の理解が深まるにつれ、各職場から内容の加筆や修正などの意見および要望があり、改訂作業を実施した。

(4) 法令等に基づく活動

労働安全衛生関係法令に基づき、健康診断、健康相談、保護具の適正配布、作業主任者等の適正配置、作業環境測定、施設整備などを実施した。

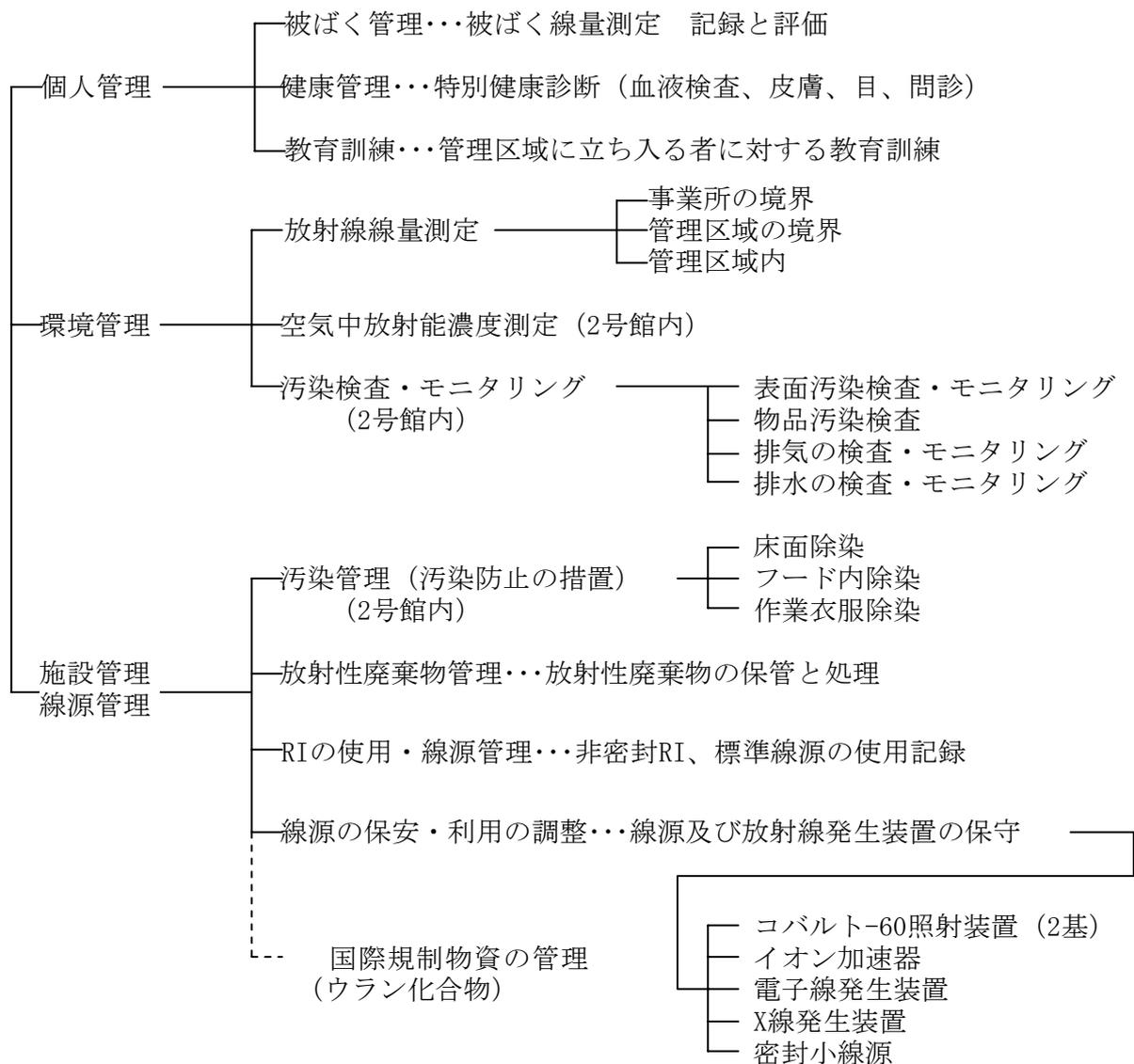
(5) 健康づくり活動

職員の健康促進のため、健康習慣のきっかけ作りを支援する「健康づくり活動」を2回（平成20年9月、平成21年1月）実施した。また、健康習慣の定着を図るため、健康管理講習会「メタボリックシンドローム」、「メンタルヘルス」、「歯周病の予防」、「腰痛予防・ストレッチ」を開催した。

6.5.2 放射線安全管理

放射性同位元素(RI)・放射線を取り扱う公設事業所として、職員の安全確保と社会的責任を果たすため、放射線障害防止法関連法令の規定に基づき個人管理、施設・線源管理、環境測定等の放射線管理を実施した。また、同法令に基づく適正な放射線管理および都民を放射線から守るための事業として、環境放射能の定時定点観測を継続して実施した。

(1) 放射線利用施設における放射線管理の概要



(2) 個人管理

1) 被ばく管理

① 放射線管理対象者

	職員 (人)	外来者 (人)	合計 (人)
放射線業務従事者	23	17	40
一時立入者	7	129	136
合計	30	146	176

②被ばく測定結果

職員および外来者の被ばく線量は、全員 0.1 ミリシーベルト未満であった。

【参考】法定被ばく限度 放射線業務従事者： 50 ミリシーベルト/年
 100 ミリシーベルト/5 年
 一時立入者： 1 ミリシーベルト/年

(3) 環境管理

1) 事業所境界の測定（モニタリングポスト 18 カ所）

- ①毎月 1 回の定期測定（通常の使用状態）
- ②積算線量計による 1 カ月間の積算線量
- ③6 月 1 回の定期測定（全線源の使用状態）

測定結果は全て評価区分「C」であった。

線量測定結果の評価区分

評価区分	A	B	C
事業所の境界 (ミリシーベルト/3 月)	0.25 ^{*1} 以上	0.25 ^{*1} 未満～0.1 ^{*2}	0.1 ^{*2} 未満

*1： 0.25 ミリシーベルト/3 月は法定限度

*2： 0.1 ミリシーベルトは線量計の検出限界

2) 2 号館内空气中放射能濃度測定

- ①毎月 1 回の定期測定（6 箇所）
- ②連続測定

測定結果、全ての箇所で放射性核種は検出されなかった。

3) 2 号館内表面汚染密度検査

RI 取扱施設（2 号館）内の床面、フード、流し等の表面汚染密度測定

毎月 1 回の定期測定（56 箇所）

測定結果は評価区分「D」であった。

表面汚染密度検査結果の評価区分

評価区分	A	B	C	D
法定表面密度限度 との比	1 超	1 ～1/2	1/2～1/10	1/10 未満

(法定表面密度限度：40 ベクレル/cm²)

4) 排気処理

2 号館内の空気は、排気浄化装置を通してから屋外へ排気している。屋外に排気する空気中の RI 濃度を常時監視し、異常は認められなかった。

5) 排水処理

2号館内の排水処理は、計2回行った。排水は、貯留槽に導かれ、満水にした後、放射能濃度を測定した。測定結果は全て評価区分「D」であった。

排水中放射能濃度測定結果の評価区分

評価区分	A	B	C	D
法定排水中濃度限度との比	1 超	1 ~1/2	1/2~1/10	1/10 未満

法定排水中濃度限度　ベータ線放出核種（炭素 14）　　2 ベクレル/cm³
 　　　　　　　　　　　ガンマ線放出核種（コバルト 60）　　0.2 ベクレル/cm³

(4) RI の使用・線源管理

1) 非密封 RI・線源等使用状況

- ① RI 等搬入及び搬出　　：　　3 件
 - RI 等搬入　　：　　0 件
 - RI 等搬出　　：　　3 件
- ② 非密封 RI 使用核種・数量　　使用なし
- ③ 密封 RI 使用状況　　12 件

2) 照射用線源等使用状況

照射装置名		使用件数 (件)			使用時間 (時間)
		研究等	依頼試験等	計	
コバルト 照射室	(I)	71	101	172	1206
	(II)	19	16	35	748
	計	90	117	207	1954
イオン加速器		18	2	20	171
低エネルギー電子線 発生装置		0	6	6	7
X線発生装置		21	26	47	37

3) 線源等保守・点検状況

保守・点検状況は次のとおりである。

- ① 密封 RI の保管確認　　：　　12 回
- ② 密封線源、RI 装備機器等の保管確認　　：　　12 回
- ③ 校正用線源等の保管確認　　：　　6 回
- ④ コバルト-60 照射装置の点検整備　　：　　6 回

⑤イオン加速器の点検整備	:	1回
⑥各種線源の使用表示装置、インターロックの点検整備	:	6回
⑦照射用線源等の表面汚染検査	:	2回

(5) 安全点検

2、3号館について以下の安全点検を実施し、安全を確認した。

- ①日直担当者による始業・終業時に日直表に基づく日常点検（毎日）。
- ②放射線安全係員による施設・設備および保有 RI の管理状況に関する定期点検（毎月1回）。
- ③放射線取扱主任者及び放射線安全係による法定帳簿、記録等の点検（主任者点検、6月毎）を実施した。

(6) 法定検査受検状況

当放射線利用施設は本年度受検を要しなかった。

(7) 駒沢支所2号館放射線施設（非密封 RI 施設）の廃止

駒沢支所（放射線利用施設）は、放射線障害防止法に基づき文部科学大臣の許可を受け設置されている放射線施設である。平成23年度に予定されている区部新拠点への移転の際には、同法に基づいて現在の施設の廃止措置をおこなう必要がある。本年度は非密封 RI の使用施設である2号館について、先行して施設廃止の措置を実施した。

平成20年9月1日付で、許可使用に関する軽微変更届（2号館放射線施設の廃止）を文部科学省に提出した。8月末までに2号館内に保管していた RI・放射性廃棄物を日本アイソトープ協会に引渡し、9月1日より2号館管理区域内の汚染検査・除染等の放射線施設廃止に伴う措置を実施した。

平成21年1月31日付けで「放射線施設の廃止に伴う措置の報告書」を文部科学省に提出し、受理された。

(8) 環境放射能測定

都民を放射線障害から守ることを目的に、東京都内における環境放射能に関するデータを定時・定点において長期的に収集し、平常値のレベルを把握するため、環境放射能の測定を実施した。測定対象は大気浮遊塵、降水降下物（雨水）、空間線量とした。

1) 大気浮遊塵

当所構内に集塵機（大口径ハイボリュームエアサンプラー）を設置し、大気浮遊塵を約4時間採取し、ゲルマニウム半導体検出器で測定した。測定結果はウラン系列やトリウム系列、宇宙線による生成核種以外の核実験等に伴う放射性核種は検出されなかった。

2) 降水降下物

当所構内に設置した水盤（開口面積0.50m²、深さ50cm）を用い、月間降水を採取し試料とした。試料を50ml以下に加熱濃縮し、ゲルマニウム半導体検出器で測定した。測定結果は大気浮遊塵と同様に核実験等に伴う放射性核種は検出されなかった。

3)空間線量率

当所構内に設置したフィールドモニタ (NaI(Tl)シンチレーション検出器)により周年連続で測定した。測定結果は自然放射線の変動幅で推移しており、異常値は認められなかった。

(9)放射線利用施設連絡協議会

駒沢支所(放射線利用施設)では、地元住民との連絡を密にし、施設の事業運営に対する理解と協力を求めるため放射線利用施設連絡協議会を設置している。本年度は2回開催し、アイソトープ・放射線に対する安全確保について協議した。

第1回放射線利用施設連絡協議会 平成20年6月26日(木)

第2回放射線利用施設連絡協議会 平成20年12月18日(木)

委員の構成は以下のとおりである。

世田谷区議会議員	菅沼 つとむ、市川 康憲、稲垣 まさよし
地元代表	三田 松廣、三田 博、柏井 照雄、新川 崇雄、 秋山 眞太郎、間壁 一三、高杉 巴子
学識経験者	小川 雅生(駒沢大学医療健康科学部教授)
東京都	恒藤 晃(産業労働局商工部創業支援課長)
産技研	片岡 正俊(東京都立産業技術研究センター理事長)
産技研	鈴木 節男(東京都立産業技術研究センター理事)

6.6 産業技術研究センター情報システム

6.6.1 概要

「産業技術研究センター情報システム」は、産技研の情報ネットワークの基盤であるとともに、科学技術計算のツールおよび各種業務用に活用されているネットワークシステムである。

産技研内においては、科学技術計算処理、インターネット接続及び拠点間接続などのネットワーク環境を提供することにより、情報通信を活用した試験・研究・技術支援等業務および各種事務の効率向上に寄与している。

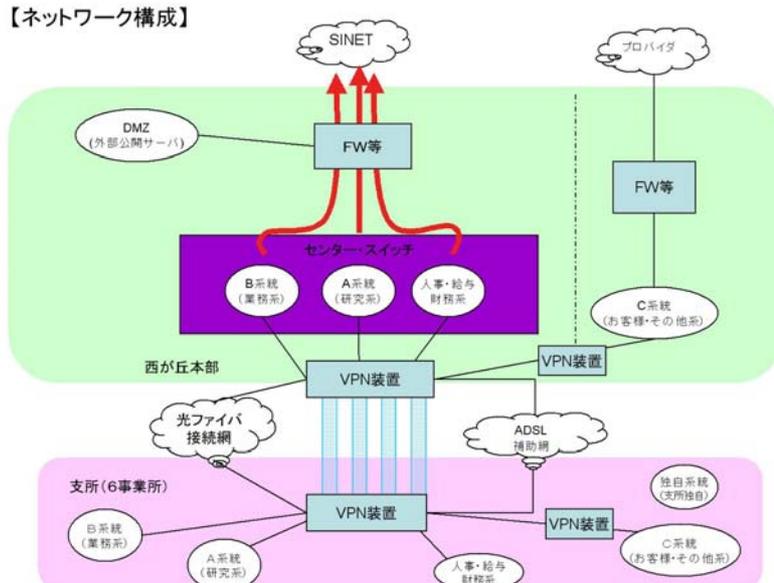
平成 18 年 4 月の組織変更に伴い、新たな 3 支所との接続を行うとともに、1 人 1 台の業務端末を配備し業務システムのネットワークシステムを増設し、運用している。所内ネットワークシステムは、A 系統（研究等業務用）、B 系統（事務・業務用）、C 系統（来所者等用）の 3 系統を基本とし、その他に、人事給与システム用、財務会計システム用、IP 電話システム用などのシステムを分離して運用している。

6.6.2 業務運営

(1) ネットワーク機能の概要

学術情報ネットワーク（SINET）および民間プロバイダ経由のインターネット接続、7 拠点を結ぶ専用拠点間通信網、ワイヤレス IP 電話、ウィルス対策、不正侵入対策、不正端末対策などのネットワーク機能を有している。

【ネットワーク構成】



(2) 提供サービスの概要

- ・科学技術計算処理環境の提供（有限要素法解析(ANSYS)、分子構造解析(CACHE)、周波数解析(MATLAB)、数式演算処理(Mathematica)等）
- ・一般ユーザ環境（ファイル共有サーバ、Web 閲覧、メール、リモートアクセス等）の提供
- ・グループウェア（サイボウズ Office 予定表機能、会議室・教室予約、掲示板等）の運用
- ・外部公開ホームページ用 Web サーバの運用（<http://www.iri-tokyo.jp/>）
- ・内部向けホームページ（システムメンテナンス情報、セキュリティ情報・修正プログラム適用状況・ソフトウェアアップデート情報等の掲載）およびサーバの運用
- ・首都圏テクノナレッジ・フリーウェイ（TKF）ホームページ用サーバの運用
- ・データバックアップとアプリケーションプログラム環境の整備等
- ・所内向け業務用サーバのネットワーク接続と運用支援

(3) ネットワーク管理業務

- ・ 所内 LAN 環境の整備、端末・機器・ユーザの登録管理など〔接続端末総数約 1000 台・約 400 ユーザ〕
- ・ 端末、プリンタ、ネットワーク機器、サーバ類の障害切り分け、保守対応、バージョンアップ等
- ・ セキュリティ対策状況監視、ネットワーク機器監視、通信ログ分析等
- ・ IP 電話システムの運用管理（サーバ・アクセスポイントの維持管理、増設等）

6.7 業務実績報告書と業務実績評価について

6.7.1 業務実績報告の提出

平成 19 年度業務実績報告書を地方独立行政法人法第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 6 月 30 日に東京都への提出を行った。

6.7.2 業務実績評価

東京都地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条の規定に基づき、東京都が設立した地方独立行政法人である地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターについて、平成 19 年度における業務の実績に関する事業年度評価を行った。

全体評価の総評は以下の通りであった。

総 評

当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が優れた進捗状況にある。

独立行政法人化され 2 年目を迎えた東京都立産業技術研究センターは、多くの業務改革に着手するとともに、中小企業のニーズを捉えた事業展開に取り組むなどポジティブな方向に変化してきており、法人化のメリットである、機動性や柔軟性を発揮した運営を行っていると言える。

産業技術研究センターの業務の大きな柱である、依頼試験、機器利用サービス、技術相談などの技術支援については、いずれも中期計画に定めた平成 22 年度に達成すべき目標値を大幅に超えた実績を上げている。

また、研究開発においても、中期計画に定めた目標金額を大きく上回る外部資金を獲得し、製品化につながる共同研究等を積極的に実施している。

しかしながら、中小企業に対する技術支援機関、研究機関としての産業技術研究センターの認知度は必ずしも十分とは言えない。利用者を増やし中小企業に対する技術支援を一層充実していくため、認知度を更に高める工夫が必要である。

また、機器利用サービスや技術相談などの支援については、その内容が多種多様であるため、単に件数だけでは業務実績を的確に把握できない側面がある。内容や技術レベルといった質の面も含めて業務実績の一層的確な把握に努めるとともに、その結果を今後の業務に役立て、中小企業支援の更なる充実を図っていく必要がある。

産業技術研究センターは、平成 21 年度に多摩地域では初の本格的な産業支援拠点をオープンし、同 23 年度には西が丘本部と駒沢支所を統合、江東区青海へ移転することが予定されており、これらを契機に更なる機能の充実が期待されている。

こうしたことを踏まえ、産業技術研究センターにおいては、現行の中期計画の着実な達成に満足することなく、中長期的な視点に立って戦略的な組織運営を行っていくことが求められる。

機器利用サービス、依頼試験、技術相談及び研究開発といった多様な事業について、中小企業の抱えている課題の解決や東京の発展を支える産業の振興及び育成といった政策的な観点を踏まえ、最も効果が高まるようにバランスを取りつつ、全体として機能を充実させていくことが重要である。

また、産業技術研究センターが将来にわたり機能を充実させていくためには、人員の不足を招くことなく、優秀な人材を確保し育成することが不可欠である。将来の事業バラン

スのあり方や担うべき技術分野のあり方等を踏まえつつ、計画的かつ着実に人材確保と人材育成を進めていくことが重要である。

高い付加価値を生み出し日本の経済を牽引すべく、ものづくりを支える基盤技術の強化はもとより、高度な産業技術の開発、新事業の創出を担う多くの中小企業のニーズを的確に捉えてきめ細かな支援を行い、もって中小企業の振興及び発展に寄与し、都民生活の向上に貢献することが重要である。産業技術研究センターは、「自らが実施すべき本質的なサービスとは何か」を常に意識し、その充実と研究開発力の強化・向上に努め、日本屈指の産業技術の支援センターとして、更に存在感を高めていくべきである。